

文部科学省とのやりとり(要望・質問とその回答)に関する経緯

◆進行のレベル(表の左端にある1から5までの数字)

レベル1. 最初に大臣宛に提出した要望書(2010/12/7)とそれに対する第1次回答(2011/12/7)

レベル2. 報道からの追加資料(2011/1/5)

レベル3. 第1次回答を受けての再質問(2011/2/10)とそれに対する第2次回答(2011/3/8)

レベル4. 第2次回答を受けての再々質問(塗りつぶし部分の内、質問部分は青字)

レベル5. Q21とQ22については新規の質問とそれに対する回答(2012/7/10)

注:

オレンジの塗りつぶし部分は、新たに追加した質問部分。

青色の塗りつぶし部分は今回(2012/7/10)に受け取った回答部分。

レベル	私たちの要望及び質問		ご回答及び方針案	
1	H22.12.7	私たちは、問題解決の基本として、以下の4点を要望いたします。	H22.12.7	
1	要望①	<p>学校に関わる事件事故が起きた時は調査を直ちに(3日以内)行ってください。 (すでに提出した「調査書・質問内容フォーマットの提案」参照)</p>	①-1	<p>平成21年度の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において御法人からのヒヤリングを実施した際に、「自殺が起きて3日以内に、御遺族との結果の共有を前提としたアンケート調査を実施すべきである」との要望を頂戴しております</p> <p>①-2 なお、文部科学省では、本年9月の通知において、いじめの実態把握の取り組みとして全ての学校に対していじめ実態把握のための「アンケート調査」の実施を求めるとし、加えて各学校の実情に応じて「個別面談」など更に必要な取り組みについても求めているところです</p>
4	①-2	<p>①「個別面談」の目的を、お示ください。</p> <p>②「個別面談」の方法・手法を、お示ください。</p> <p>③「個別面談」は、誰が誰に行うのか、お示ください。</p> <p>④『「個別面談」など』の「など」とは何かを指しているのか、お示ください。</p>		<p>① 『「平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果』について(平成22年9月14日付け児童生徒課長通知)において、いじめの実態把握を目的とし、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を設ける手法として、全ての学校に要請する「アンケート調査」に加えて、各学校の実情に応じた取組の一つとして例示しております。</p> <p>②③ 個別面談は、学校が自校の児童生徒に対して行います。なお、同通知では特定の方法・手法を示しておりません。学校又は教育委員会により、その方法・手法は異なると考えられます。</p> <p>④ 同通知の「個人ノートや生活ノートといったような教職員と児童生徒との間で日常行われている日記等の活用」といった取組を指しています。</p>
1			①-3	<p>現在、児童生徒の自殺事案が発生した場合の初期手順として、協力者会議において、以下のような方向性で議論がされております。</p> <p>・学校はまず、原則として全ての教師に対して、急ぎ聞き取りを行う必要があること。</p> <p>・また、自殺した子どもと関係があると思われる子どもからも、聞き取りを行うことになること。ただし、この際には、配慮しつつ慎重に行う必要があること</p> <p>・これらの聞き取り(初期調査)によって、学校に何らかの要因があると考えられる場合には、御遺族の要望がなくても、さらなる調査を学校の方から御遺族に提案することが望ましいこと。</p>

4	<p>①「教師に対する聞き取り」を、他に優先させる合理的な根拠を、お示してください。</p> <p>②「自殺した子どもと関係あると思われる子ども」、「関係」とは何を指しているのか、お示してください。</p> <p>③「関係あると思われる」とした、「思われる」とは、誰が「思う」のか、お示してください。</p> <p>④その「誰」かの「思われる」とする信憑性、正当性の根拠を、お示してください。</p> <p>⑤「全ての教師」への聞き取りに対して、「全ての子ども」への聞き取りを行わない根拠を、お示してください。</p>	<p>① 平成23年3月8日付け回答のQ1の回答で具体的にお答えしていると考えます。重ねてご回答すれば、児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案(以下「自殺等事案」といいます。)が起きた際に、まずは、当然ながら、御遺族に誠実に対応することが基本とされています。御遺族の意向を早期に、また、丁寧に確認した上で、御遺族が詳しい調査を希望され、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることに同意している場合には、子どもたちに対するアンケートなど適切な方法による詳しい調査を早い段階で開始することが望まれます。</p> <p>お尋ねの「教師に対する聞き取り」については、仮に、事案直後に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺等事案について、少なくとも教師からは聞き取りを行う必要があるのではないか、との考え方によるものです。</p> <p>② 個別具体の事案によりますが、例えば、自殺した子どもと友達であった同級生などが考えられます。</p> <p>③ 調査の実施主体である学校又は教育委員会が、聴取しようとする子どもと自殺した子どもとの関係について判断することになります。</p> <p>④ 個別具体の事案によりますが、基本的に、自殺等事案が起きるまでに学校が把握できた当該児童生徒に関する情報等に基づいて判断を行うことが考えられます。</p> <p>⑤ 平成23年3月8日付け回答のQ3の回答でお答えしていると考えます。重ねてのご回答すれば、すべての子どもから情報収集を実施するにあたっては、御遺族が調査を希望されており、また自殺の事実を子どもや保護者に伝えることを同意されていることが前提であると考えます。こうした御遺族の意向等を確認した上での詳しい調査についても、早い段階で開始することが望ましいと考えます。</p> <p>お尋ねの「教師に対する聞き取り」については、仮に、事案直後に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺等事案について、少なくとも教師からは聞き取りを行う必要があるのではないか、との考え方によるものです。</p>
---	---	--

4		<p>⑥「学校に何らかの要因」とは何を指しているのか、お示ください。 とりわけ、自殺事案に影響したものである「要因」、自殺事案を起こし得たものである「要因」を全て洗い出すからこそ、自殺事案を起こしたものである「原因」を、分析出来る訳ですから平易な表現で、お示ください。</p> <p>⑦「さらなる調査」を行うにあたり、「御遺族の要望」の有無が、どの様な理由で斟酌されるのか、お示ください。</p> <p>⑧「さらなる調査」とは、a誰が、b誰に、cどの様に、d何時、実施されるのか、お示ください。</p> <p>⑨「さらなる調査」を行うのではなく、遺族への「提案」としている理由を、お示ください。</p>	<p>⑥ 個別具体の事案によりませんが、自殺した児童生徒が置かれていた状況として、例えば、いじめの問題が自殺の背景にある場合が考えられます。</p> <p>⑦ 「さらなる調査」を行うことを希望しない御遺族の要望・意見を尊重することが適当と考えられる場合があると考えられるためです。</p> <p>⑧ 個別具体の事案によりませんが、基本的には、 a:学校、教育委員会又は学校若しくは教育委員会が設置する調査委員会(以下、「調査の実施主体」という。)が、 b:例えば、当該学校の全ての子どもなど初期調査より広い対象に、 c:聞き取り、アンケートなど適切な方法で、 d:当該児童生徒が置かれていた状況として、学校における出来事などの学校に関わる背景がある可能性がある場合、遺族から更なる調査の要望がある場合などにおいて、御遺族が調査を希望され、また、自殺の事実を保護者や子どもに伝えることに同意される意向が確認できたときに、実施されると考えられます。</p> <p>⑨ 「さらなる調査」を行うことを希望しない御遺族の要望・意見を尊重することが適当と考えられる場合があると考えられるためです。</p>
1	要望②	調査の内容を、事件に関わる当事者やその保護者と共有してください。	② 背景調査においては誠意を持って御遺族との信頼関係を構築していくことが重要であり、事実を明らかにしていきながら、その都度御遺族に丁寧に説明し、信頼関係を構築していくプロセスが御遺族のケアにもつながっていくと考えます。
4	②	<p>①「信頼関係を構築していく」ための「誠意」とは、何を指しているのかお示ください。</p> <p>②「明らか」にする「事実」とは、何を指しているのかお示ください。</p> <p>③「丁寧」とは、どの様な状態を指してするのかお示ください</p>	<p>① 基本的に、御遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮・説明を行うおうとする調査の実施主体の姿勢や態度と考えます。</p> <p>② 死亡した児童生徒が置かれていた状況や、自殺に至るまで起きた出来事のことと考えます。</p> <p>③ 調査の実施主体が御遺族に説明する際に、できるだけ細かい点にまで注意を行き届かせて、説明を十分に尽くそうとしている状態と考えます。</p>

1	要望③	<p>「事故報告書」に、家族の知る情報や意見が記入できる欄を設けるよう、指示してください。 *すべての学校に「事故報告書」の作成を義務づけてください。 <small>(*平成23年1月追記)</small></p>	<p>③-1 ③-2</p>	<p>学校が教育委員会に提出する「事故報告書」の作成については、各学校や教育委員会の判断で行われるものです。 なお、背景調査の委員会設置の意義として、学校としての再発防止、「事実を知りたい」という御遺族の希望に応えることであり、命が失われた悼み、御遺族の想いや要望に十分に耳を傾けることが重要であると考えます。</p>
4	③-1	<p>①「背景調査」の「背景」とは何を指しているのか、お示ください。 ②「事故報告書」の所管を、お示ください。 ③「事故報告書」と貴職との関係を、お示ください。</p> <hr/> <p>④「学校としての」と限定した根拠を、お示ください。 ⑥「再発防止」を前提するならば、希望として「事実を知りたい」のではなく、「事実の解明」であると考えています。『「事実を知りたい」御遺族の希望』を意義とした根拠を、お示ください。</p> <hr/> <p>⑤「再発防止」はどのように実現して行くものなのか、お示ください。</p> <hr/> <p>⑦どのような方法・手段によって「御遺族の想いや要望に十分に耳を傾ける」のか、お示ください。</p> <hr/> <p>⑧なお、調査目的は、再発防止に向けた「事実の解明」でありますので、いたずらに「遺族の想いや要望」を強調することや、「耳を傾ける」などの「事実の解明」に直接的に関連しない事柄を方針めいて表記し重要視することは、適切ではありません。改めて「事実の解明」に対する、貴職の認識と責務を、お示ください。</p>		<p>① 児童生徒の自殺等事案が起きた際に、死亡した児童生徒が置かれていた状況のことであると考えております。</p> <p>②・③ 上記③-1の回答のとおり、学校が教育委員会に提出する「事故報告書」は、当課ではなく、作成した学校又はその提出を受けた教育委員会に帰属すると考えられます。なお、当課は、児童生徒の自殺について全体的傾向を把握することにより、自殺予防対策を充実させるため、児童生徒の自殺があった際に一定事項を記入する調査票の提出を平成23年6月に全国の教育委員会に依頼しております。</p> <p>④⑥ お尋ねの回答部分については、有識者会議による「平成21年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」(平成22年3月)に「調査委員会の設置の意義は、「事実を知りたい」という遺族の希望に応えることと学校としての再発防止にある」等と記載されていることを踏まえたものです。</p> <p>⑤ 教職員に対する自殺予防に関する基礎知識の普及啓発等、様々な自殺予防対策が考えられますが、このうち背景調査は、児童生徒の自殺等事案が起きたときに、死亡した児童生徒が置かれていた状況や自殺に至るまで起きた事実について調査し、できる限り、自殺防止対策の課題について検討を行うものです。これらの自殺防止対策を充実していくことを通じて再発防止の実現が図られると考えられます。</p> <p>⑦ 個別具体の事案によりませんが、基本的に児童生徒の自殺等事案が起きた際に学校がまずは御遺族と連絡をとる折や、初期調査の経過を御遺族に対して説明する折に、御遺族の思いや要望を伺うものと考えられます。</p> <p>⑧ 児童生徒の自殺等事案が起きたときに、死亡した児童生徒が置かれていた状況について行われる背景調査は、その後の自殺防止に資する観点から重要であると認識しております。背景調査の適切な実施を促すため、背景調査に関する基本的考え方や実施上の一般的な留意事項を当課から示す必要があると考えて、平成23年6月に通知しています。なお、同月、背景調査の結果等を踏まえた調査票の記入・提出を各教育委員会に依頼しています。</p>

1	要望④	あらゆる調査に、当事者や保護者の意見を反映させてください	④-1 ④-2	<p>背景調査では、できる限り背景に何が合ったのか事実を調べていくことが基本であり、背景事実と自殺との関連について分析する場合には、自殺に至った様々な要因を中立的に分析してこれを指摘し、再発防止に資する内容であることが重要であると考えます。</p> <p>背景調査に際しては、命が失われた悼み(いたみ)、御遺族の想いや要望に対して、十分に耳を傾けることが重要であると考えます。</p>
4	④-1	<p>① 貴職が強調する「背景」又は、「背景事実」とは「事実」の一部であり「再発防止」に資する内容の全てではありません。「再発防止」をどの様に定義しているのか、お示ください。</p> <p>② 解明された事実に基づき行われる「再発防止」の具体的な内容について、お示ください。</p> <p>③「事実」をどの様に定義しているのか、お示ください。</p>		<p>①: 一般的に自殺等事案が起きた学校や教育員会において、その後の自殺等事案の発生を防ぐことと考えます。</p> <p>②: 個別具体の事案によりますが、例えば、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの問題があると判明した場合に、その後、いじめを許さない規範意識等の指導方法の改善、いじめの実態把握のためのアンケート調査の実施方法等の改善など、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に資する取組を強化することが考えられます。</p> <p>③: 上記のお尋ねの②の②の回答を参照願います。</p>
2			H23.1.5	報道から
2			⑤-1 ⑤-2 ⑤-3	<p>文部科学省の専門家会議は5日、児童生徒の自殺が疑われる事案が発生した場合、校長らは「発生後3日以内に、校内の全教員から聴取する」ことなどを柱とする指針案をまとめた。</p> <p>群馬県桐生市の小6女兒が自殺した問題など、学校や教育委員会の調査の遅れから、遺族との対立を招くケースが後を絶たないため、同省では3月までに、全国の教委に通知する方針。</p> <p>指針案では、背景調査の目的について、「<u>事実を知りたい</u>」という遺族らの願いに応え、今後の自殺予防につなげることとした。</p> <p>また、具体的な手順として、</p> <p>① <u>自殺発生から3日以内に全教員から聴取し、数日以内に事情を知りうると思える子どもからも事情を聞く</u></p> <p>② 1週間以内に遺族へ調査結果の報告を行う</p> <p>③ <u>遺族が学校調査に納得できない場合、教委は、弁護士や精神科医ら専門家を加えた調査委員会を設置するなどとした。</u></p>

3	H23.2.10	要望への回答と報道からの内容を踏まえての質問	H23.3.8	文部科学省初等中等教育局児童生徒課からの回答 (アンダーラインはジェントルハートプロジェクトにて追加)
3	①-3及び⑤-2について Q1	<p>私たちが3日以内と求めていたのは児童生徒へのアンケート調査であり、学校と遺族が情報を共有することです。</p> <p><u>理由</u> ・速やかな「事実の把握」のために行うこの調査は、当事者及び当事者に関係する者である児童生徒への実施が優先されるべきものです。</p> <p>貴職が調査の手順として、全教員からの聴取を優先される根拠を具体的にお示し下さい。</p>	A1	<p>初期手順のモデル案では、児童生徒の自殺事案が起きた際に、まずは、当然ながら、御遺族に誠実に対応することが基本とされています。御遺族の意向を早期に、また、丁寧に確認した上で、御遺族が詳しい調査を希望され、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることに同意している場合には、子どもたちに対するアンケートなど適切な方法による詳しい調査を早い段階で開始することが望まれます。</p> <p>お尋ねの全教師からの聴取については、仮に、事案直後に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺事案について、少なくとも、全教師からは聴き取りを行う必要があるのではないかと、との考え方によるものです。</p>
4	Q1-② Q1-③	<p>改めて伺いますが、「事実の解明」及び、それに基づく「再発防止」は、遺族の意向によって、行われたり、行われなかったりする種類のものではありません。また、自殺事案に影響した「要因」を洗い出し、自殺原因を特定し改善するには、調査の実施が遺族はもとより、誰かの意向や同意によってその実施が左右されて良いはずがありません。</p> <p>②「詳しい調査を希望」としていることについて、「事実の解明」と関連させ、その論拠をお示しください。</p> <p>③「同意している」としていることについて、「事実の解明」と関連させ、その論拠をお示しください。</p>		<p>②・③: お尋ねのように背景調査による「事実の解明」も重要と考えますが、御遺族や死亡した児童生徒の個人情報を守ることも重要と考えます。このため、詳しい調査を実施するにあたっては、御遺族が調査に希望されており、また、自殺の事実を子どもや保護者に伝えることが同意されていることが前提であると考えます。他方、少なくとも教員からの聞き取りを行うことや、御遺族が詳しい調査を希望されない場合であっても、いじめの問題など学校に関わる背景の可能性があれば、学校又は教育委員会が主体的に調査を提案することにより、できる限り背景調査を進めることが必要と考えます。なお、「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」において、「詳しい調査の実施をするか遺族と確認」することとされています</p>

3	Q2	<p>なお、教員への聴取の結果、事実が偽られた事案を示しますので、事案の確認の成否を併せてご回答ください。</p>	A2	<p>これまでの調査では、お示しの事案を含め、御遺族から要望があつてはじめてなされることが多くみられましたが、初期手順のモデル案では、児童生徒の自殺の再発防止の観点からも、 ・少なくとも全教師からは聴き取りを行う</p>
3		<p>事案) ・2005.9.1 北海道滝川市で自殺をはかり、翌年亡くなった松木友音さんの事案では、学校や教育委員会が遺書の内容を偽り、いじめを否定。 ・2010.10.23 群馬県桐生市の上村明子さんの事案でも、校長や担任がいじめの存在を頑なに否定。</p>		<p>・学校要因にかかわらず御遺族から調査の要望があれば調査について協議することはもちろん、御遺族が調査を希望されない場合であっても、学校要因の可能性があれば、詳しい調査を御遺族に提案するなど、学校または教育委員会の主体的な対応が求められているとの考え方によるものです。 各都道府県、市区町村それぞれに選任、配置されている公立だけで百万人以上の教員及び教育委員会の意識と行動を一度に切り替えることは容易ではないかもしれませんが、今よりも一歩でも二歩でも前進させるためにまとめているのが今回の指針です。協力者会議から指針が出たら、それで終わり、ということではなく、その趣旨・内容を学校に周知・徹底する取組を続け、基本的な考え方を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促していく必要があると考えております。</p>
4	Q2-②	<p>②上に示した2件の事案に対する責職の認識をお示ください。</p>		<p>②： いずれも、当初、学校は自殺した児童が置かれていた状況として、いじめがあつたことを認めず、相当の時間が経過した後、これを認めた事案と認識しています。</p>
Q2-③	<p>③次に示すアンケート結果、第1位から第4位に対する責職の認識をお示ください。 当法人が昨年とつた「当事者と親の知る権利についてのアンケート」でも、Q17-1.「事実を知るうえで、障害になったものは何ですか」(複数回答)の問いに対し、 第1位「学校管理職の拒否や抵抗」(51件中46件)、 第2位「関係する教師の拒否や抵抗」(同33件)、 第3位「関係する児童生徒の保護者の拒否や抵抗」(同30件)、 第4位が「教育委員会の拒否や抵抗」(同23件)となっています。</p>		<p>③： 背景調査は、その後の自殺防止に資する観点から、学校又は教育委員会が主体的に行う必要があることについて、平成23年6月に各学校・教育委員会に通知しており、今後もその趣旨内容を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促していくことが必要と認識しております。</p>	
Q2-④	<p>④次に示すアンケート結果、情報源上位3位までに関して、「教師への聞き取り」を優先させる責職の主張の正当性を、お示ください。 Q16-2、「事実を知るうえでもっとも有効だった情報源上位3つ」では、 1位「見たり聞いたりした児童生徒の話」(29件、24.4%)、 2位「他の児童生徒の話」(15件、24.45%)、 3位「被災者本人の話」(10件、8.4%)。となっています</p>		<p>④： すべての子どもから情報収集を実施するにあたっては、御遺族が調査を希望されており、また自殺の事実を子どもや保護者に伝えることを同意されていることが前提であると考えます。 こうした御遺族の意向等を確認した上での詳しい調査についても、早い段階で開始することが望ましいと考えます。 お尋ねの「教師に対する聞き取り」については、仮に、事案直後に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺等事案について、少なくとも教師からは聴き取りを行う必要があるのではないか、との考え方によるものです。</p>	
Q2-⑤	<p>⑤上に示したアンケート結果、情報源上位3位までに関して、「自殺した子どもと関係があると思われる子ども」からの「聞き取り」を主張する責職の正当性を、お示ください。</p>		<p>⑤： 上記Q2-④の回答を参照願います。</p>	

4	Q2-⑥	<p>A2で、「これまでの調査では、お示しの事案を含め、御遺族から要望があつてはじめてなされることが多くみられました」とありますが、Q2で「事実が偽られた事案」と前置きしたように、北海道滝川市も、群馬県桐生市も、遺族の要望があつてはじめて調査がなされた事案ではなく、遺族の要望があつても、学校はいじめの存在や相談があつた事実を否定して調査を拒否し、メディアが大きく騒いではじめて、いじめの存在を仕方なく認めた事案です。</p> <p>A2で「御遺族が希望されない場合」というのを強調されていますが、上記以外の事案でも、問題になっているのは、御遺族から要望があつても、適切な調査をしてこなかった学校や教育委員会の対応です。</p> <p>2010年にジェントルハートプロジェクトが実施した「当事者と親の知る権利についてのアンケート」(以下「知る権利アンケート」という)で、「学校・教育委員会は調査するにあたって、被災者や親の意見を取り入れてくれましたか」の問い(Q9-6)に、「十分取り入れた」10件、「少しは取り入れた」7件、「どちらともいえない」5件、「ほとんど取り入れなかった」6件、「全く取り入れなかった」32件と、80%近くが「意見を取り入れてくれなかった」と答えています。</p> <p>同アンケート「学校・教育委員会の事実調査について、あなたは適切に行われたと思いますか」(Q10-1)には、「適切だと思う」1件、「ほぼ適切だと思う」3件、「あまり適切だと思わない」2件、「不適切だと思う」38件、「わからない」7件と、80%近くが「適切ではない」と答えています。</p> <p>⑥上記アンケートで「学校・教育委員会は調査するにあたって、被災者や親の意見を取り入れてくれましたか」の問いに対して80%近くが「意見を取り入れてくれなかった」と答えています。が、このことについて、貴職の認識をお示しください。</p>	<p>⑥: 詳しい調査を行うにあたり、調査の実施主体が、御遺族に対して調査の計画について説明し、できる限り、御遺族と合意しておくことが重要であることについて、平成23年6月に各学校・教育委員会に通知しており、今後もその趣旨内容を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促していくことが必要と認識しております。</p>
	Q2-⑦	<p>遺族が公表しなくとも、メディアや生徒たちの噂話で、自殺であるということが広まる場合があります。</p> <p>放置しておけば、勝手な憶測が飛び交ったり、いじめていない子どもが間違つて加害者扱いされたり、他のいじめ被害者がいる場合には、生徒が亡くなつても学校が何ら行動しないこと絶望感を抱いて自殺念慮を抱いたりすることも考えられますが、</p> <p>⑦遺族が希望しなければ、幅広い対象のアンケートは実施しない場合、どの様にして「要因」を捉え、「原因」を究明し「再発防止」を図るのか、貴職の認識をお示し頂き、具体的な方法・手段も併せて、お示しください。</p>	<p>⑦: 教員からの聴き取り、関係のある子どもからの聴き取りなど、御遺族の同意がなくとも学校及び教育委員会が実施できる範囲内での背景調査を行うものと認識しております。</p>

3		<p>・子ども自身が書いたものが一番、改ざんされにくい。 聞き取り調査は証拠が残らないため、内容を変えられ、聞き取ったときのメモ等は廃棄したと言われます。 事件事故のあと多くの遺族は、見せると約束していた作文やアンケートを勝手に処分されたり、「いじめを見たと書いた」と言う子どもがいても「そのような記載はなかった」と学校に言われています。</p> <p>例) 1988.12.21. 富山県富山市の岩脇寛子さんの自殺では、自殺の翌日、学校側がクラスメイトに書かせた追悼文を遺族に渡すことなく、担任が焼却。 1998.7.25. 神奈川県横浜市の小森香澄さんの自殺では、子どもたちの作文の提出を拒んでいたが、民事裁判の和解の条件として学校側が集約した文書を提出。 ・今のいじめは複雑で、どの子が深くかかわっているかを大人が判断することは困難です。 ・また、多くの例で、いじめに直接関わった子どもはなかなか自分のしたことを告白できませんが、心の負担の少ない関与の少ない子どもこそが、事実を語れます。</p>		
	Q3	<p>よって、関わりの多少で判断するのではなく、学年もしくは全校生徒から広く情報収集することが大切であると考えますが、貴職の認識をお示しください。・仲間の死に対して、すべての子どもが安心して自分の思いを表現できることが、心のケアのためにも必要です。 ・ケアを必要とする児童生徒を少しでも早く見つけることが、二次被害防止のためにも大切です。 ・学校や保護者、他の生徒の思惑に左右されずに、素直に自分の思ったことを書けることが大切です。 ・教師の聞き取りでは、教師に自殺の原因がある場合や教師に隠したいという思いが伝わり、子どもは安心して話せません。</p> <p>例) 2006.10.11 福岡県筑前町の森啓祐くんの自殺では、教師の言動がいじめの引き金になっていた。いじめていた子どもたちが遺族に話に来て、発覚。</p>	A-3	<p>児童生徒の自殺の再発防止の観点から、広く情報収集を行うことは大切であると考えます。 ただし、すべての子どもから情報収集を実施するにあたっては、御遺族が調査を希望されており、また自殺の事実を子どもや保護者に伝えることを同意されていることが前提であると考えます。 こうした御遺族の意向等を確認した上での詳しい調査についても、早い段階で開始することが望ましいと考えます。</p>
4	Q3-②	<p>②私たちが質問しているのは、平成22年12月7日付けの回答や、「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査協力者会議審議のまとめ」(以下「審議のまとめ」という)のP35、ア初期調査とは、「原則として3日以内に、できるだけすべての教師から聴き取りをしてください」「また、できるだけ数日以内に、亡くなった子どもと関係の深い子どもなどから適切に聴き取りを行ってください」とあることについて、</p>		<p>②: すべての子どもから情報収集を実施するにあたっては、御遺族が調査を希望されており、また自殺の事実を子どもや保護者に伝えることを同意されていることが前提であると考えます。 こうした御遺族の意向等を確認した上での詳しい調査についても、早い段階で開始することが望ましいと考えます。 お尋ねの「関係の深い子どもへの聴き取り」については、仮に、事案直後に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺等事案について、少なくとも、できる限りこうした聴き取りを行う必要があるのではないか、との考え方によるものです。</p>

4		<p>なぜ、一斉アンケートを実施することより、亡くなった子どもと関係の深い子どもへの聴き取りを優先するかの理由です。 (なぜ3日以内にアンケート調査をする必要があるかについては上記で述べさせていただきました。) 再度、お答えください。</p>	
	Q3-③	<p>③遺族の意向は多くの場合、最初に訪問したときに確認できるのではないかとと思いますが、「御遺族が調査を希望されており、また自殺の事実を子どもや保護者に伝えることを同意されている」場合には、「亡くなった子どもと関係の深い子ども」への聴き取りと、学年あるいは全校生徒対象のアンケート調査のどちらを優先すべきとお考えですか？貴職の認識をお示し頂き優先する理由を、お示しください。</p>	<p>③：自殺等事案が起きたときは、「亡くなった子どもと関係の深い子ども」からの聴き取りは、迅速に行う必要があると考えます。また、「学年あるいは全校生徒対象のアンケート調査」といった詳しい調査についても、平成23年3月8日付の回答のとおり、早い段階で開始することが望ましいと考えます。いずれも個別具体の事案に応じてできる限り早く実施するべきと考えられる一方、お尋ねのような場合を含め、どちらかが必ず優先すべきという考え方はしておりません。</p> <p>なお、文部科学省の依頼で児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議がまとめた「こどもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成22年3月)では、「遺族はショックで呆然としていたり、自責感や怒りなどで日々変化する感情によって大きく揺れたりします。」とされており、どの時点で御遺族の意向を確認できるかは、個別具体の事案により異なると考えられます。</p>
	Q3-④	<p>児童生徒は、いじめについて自分がチクッたと思われ、今度は自分がいじめのターゲットになるのではないかと非常に恐れます。</p> <p>「審議のまとめ」P35には「聴取したことが周囲に知られないように、十分な配慮を行ってください」とありますが、現実には、学校内で聴き取りをする場合、他の児童生徒に全く知られないようにすることは極めて困難です。</p> <p>④数人聴き取りをするなかからいじめの事実が明らかになった場合より、広くアンケートをとったあとの聴き取り調査のほうが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より、いじめをした子どもたちも言い逃れがしにくい。 ・アンケート実施後に聴き取りをした場合のほうが、より、誰が最初に教師に話したかわかりにくい。 <p>(数人聞き取りしたなかで、具体的な事実について聞かれたとしたら、誰が話したか推測しやすい、あるいは誤解を生みやすい)と私たちは考えますが、貴職の考え・認識をお示しください。</p>	<p>④：お示しの考えが妥当するかは、個別具体の事案によると考えます。なお、「亡くなった子どもと関係の深い子ども」への聴き取りについては、当該在校生の心情、聴き取り調査について他の在校生等に知られないようにする必要性等を工夫し、必要に応じ後日の実施とすることも検討することが重要と考えます。</p>
	Q3-⑤	<p>教師が聴き取りをしたなかで、いじめや恐喝などの加害児童生徒が含まれていた場合、学校が広く情報収集する前に、事実を知っている子どもを脅すなどして口止めする可能性があります。</p> <p>⑤このような二次被害の可能性について、どのようにお考えですか？貴職の認識をお示しください。</p>	<p>⑤：ご指摘のような可能性により、背景調査に影響を及ぼすことがないよう、慎重に聞き取り調査を行う必要があり、上記④の回答のなお書きのとおり、配慮、工夫、検討を行うことが重要と考えます。</p>

4		<p>「審議のまとめ」P7の「子どもに対するアンケート調査について」には、「子どもは被暗示性が強く、それがアンケート回答に影響することがあるため、背景について予断の入るような質問をしてはならない」とあります。</p> <p>過去の例を見ても、教師による聴き取りのなかで、「いじめた」「いじめを見た」という児童生徒に、「あれはいじめではない」「亡くなった子どもは別の理由(精神疾患や家庭の問題)で自殺した」「不確かなことを言わないように」と釘をさしたということがあります。</p> <p>例) 1996年9月18日 鹿児島県知覧町立知覧中学校の村方勝己くん(中3・14)が自殺した事件では、校長が数回、いじめをしたとされる生徒ら呼んで、「君たちのやったことは殺人未遂だから、話はするな」などと口止めしたと、生徒が証言。 2007年9月13日 近藤絢(けん)くん(中2・13)自殺事件では、「いじめを見た」と遺族に話した生徒が教師から「見間違いではないか」と説得された。</p> <p>いくら文部科学省が「たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が基本的に重要である」と言っても、A2で「各都道府県、市区町村それぞれに選任、配置されている公立だけで百万人以上の教師の意識と行動を一度に切り替えることは容易ではない」と書かれているように、今までの学校教育委員会の体質が簡単には変わらないと思えません。</p>		
Q3-⑥	⑥	<p>⑥教師の聴き取りと称した説得が、その後の調査に及ぼす影響をどのようにお考えなのか、お示ください。</p>		<p>⑥： ご指摘のような「教師の聴き取りと称した説得」が行われることがないよう、適切に背景調査を行うことが必要と考えます。このため、平成23年6月に背景調査の基本的考え方、留意事項を通知し、今後も、その趣旨内容を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促してまいります。</p>
Q3-⑦	⑦	<p>⑦アンケート調査と教師による個別の聴き取りのどちらが、より暗示をかける可能性が高いとお考えなのか、お示ください。</p>		<p>⑦： お尋ねのアンケート調査と教師による聴き取りのうち、どちらかが暗示をかける可能性が高いとは考えておらず、背景について予断が入るような質問をしてはならないことはいずれについても妥当すると考えます。</p>
Q3-⑧	⑧	<p>⑧順番を逆にして、アンケートをとった後、教師による聴き取りを行った場合、聴き取り調査に何か影響があるとお考えなのか、お示ください。</p>		<p>⑧： お尋ねのような場合、教師による聴き取り調査による影響があるかは、個別具体の事案により異なると考えられます。</p>
Q3-⑨	⑨	<p>⑨教師の聴き取りがアンケートに及ぼす影響をどうお考えなのか、お示ください。</p>		<p>⑨： 教師による聴き取り調査によりアンケートへの影響があるかは、個別具体の事案により異なると考えられます。</p>

3		<p>今まで、学校にとって都合の悪い事実が明らかにされた経緯をみると、①遺書などに詳細が書かれていた、②悪口を書いたものなど物的証拠が残っていた、③加害者や目撃者など、子どもの証言があった、④子どもが亡くなる前から、保護者が問題に気づき、対応を学校に依頼していた、⑤メディアで大きくとりあげられた、ことによるものがほとんどです</p>		
3	Q4	<p>多くの事案で、親の知る権利を阻害する中心となってきた学校長を中心に、児童生徒より、教師への聞き取り調査を優先させる理由をお聞かせください。</p>	A4	<p>児童生徒の自殺事案が起きた際に、まずは、当然ながら、御遺族に誠実に対応することが基本とされています。 御遺族の意向を早期に、また、丁寧に確認した上で、御遺族が詳しい調査を希望され、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることに同意している場合には、<u>子どもたちに対するアンケートなど適切な方法による詳しい調査を早い段階で開始することが望まれます。</u> お尋ねの全教師からの聴取については、仮に、御遺族が、自殺の事実を子どもたちやその保護者に伝えることや調査の実施を希望されない場合であっても、今後の自殺予防に活かす観点から全ての自殺事案について、少なくとも、全教師からは聴き取りを行う必要があるのではないか、との考え方によるものです。</p>
4		<p>A4に、「子どもたちに対するアンケートなど適切な方法による詳しい調査を早い段階で開始することが望まれます。」とありますが、一方で、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針(案)」P4や「審議会まとめ」P37には、「子どもへの一斉聴き取りやアンケート調査を実施する場合は、保護者の承諾書を書いていただくことが望ましいと考えます。巻末に文例を収載しています。」とあります。学校で盗難や喫煙、破壊行為などの生徒指導上の問題があったとき、子どもに聴き取りやアンケート調査を実施するにあたって、事前に保護者の許可をとるといふことはしていないと思います。</p>		
	Q4-②	<p>②自殺事案に限って、なぜ保護者に承諾書を書いてもらう必要があるのか、その根拠または理由を、お示ください。</p>		<p>②: 「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ」では、調査方法の一つとして一斉の子どもへの聴き取りやアンケート調査を行う際、自殺等事案の重要性に鑑みて、できるだけ事実を明らかにすることにより今後の予防に努めたいという目的を保護者に理解してもらうとともに、自殺の多くは様々な要因が複雑に関係して起きる一方で、アンケート調査等で得られる情報は断片的で事実と異なる場合もあることを踏まえて当該得られた情報の取扱方針などについても保護者に理解してもらい、その上で、調査への協力について承諾を得る必要があることから、そのようにして承諾書を得ることとされています。</p>

	Q4-③	③仮に、上記承諾書で、保護者が拒否した場合には、その子どもへの聴き取りやアンケート調査はしないということでしょうか？お考えをお示してください。		③： お尋ねのような場合には、一斉の聴き取りやアンケート調査において、その保護者の子どもに対する調査の回答を得ることは困難と考えられます。
	Q4-④	④その場合、クラス内でいじめがあると疑われるような事情があっても、調査すべきではないとお考えなのか、お示してください。		④： お尋ねのような場合には、当該一斉の聴き取りや当該アンケート調査において、調査への協力を拒否する保護者の子どもに対する調査の回答を得ることは、困難と考えられます。調査で得た資料の取扱方針等の見直し、保護者への繰り返しの説明、個別の子どもに対する慎重な聴き取りの実施、などの対応が考えられます。
3	Q5	もし、平成23年1月5日付けの報道にある指針案に基づく通知が事前に出ていたら、桐生市の学校の対応は変わっていたとお考えですか。 この通知で、遺族の学校への信頼が取り戻せ、対立しないですむとお考えですか。	A5	一般論として、文部科学省の発出する文書のみならず、その文書を受けて、学校及び教育委員会がその文書の趣旨等を活かして適切な学校運営に努めることにより、学校への信頼が保たれるものと考えます。検討経過の骨子案でいえば、児童生徒の自殺が起きてしまったときの調査の意義として、事実に向き合いたいなどの御遺族の希望に応えることがあり、また、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという学校及び教育委員会の姿勢が基本的に重要と考えます
	Q6	遺族が知るうえで最も有効と思われる、児童生徒からの直接的な情報を残る形で調査しない理由をお聞かせください。	A6	ご質問にあります児童生徒からの直接的な情報を残る形で調査する方法として、例えばアンケート調査が考えられますが、検討経過の骨子案では、アンケート調査については、聴き取り調査では得られない情報が得られるなど一定の有用性があるとされており、また、その一方で、いくつかの課題についても指摘されておりますので、これらの点に留意して行う必要があると考えます。
4	Q6-②	②アンケート調査について懸念されるいくつかの課題とは、具体的にはどのようなことでしょうか。課題ごとにお示してください。		②： 「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」においては、一般に子どもは被暗示性が高く、それがアンケート回答に影響することがあることや、再質問等による事実確認を即時に行うことができないため、回答内容の信憑性を慎重に吟味する必要があることから、アンケートだけで事実関係などを判断することはせず、他の方法による調査と合わせて総合的に分析評価すべきものであることなどが挙げられています。

3	Q7	<p>専門家の方たちが、直後の子どもへのアンケート調査などに心理的影響を懸念されていることは知っています。しかし、今までも事件事故があれば、多くの学校で1週間以内の調査をしてきました。その結果、事実が明らかになったこともあります。今回の通知で、子どもへのアンケートや作文による調査がされなくなるのではないかと懸念します。</p> <p>例) 2006/10/23岐阜県瑞浪市立中学校の女子生が自殺した事案では、翌日、全校生徒対象に記名式でアンケートを実施。いじめと思える事案は見つからなかったという。 10/30 学校側は「犯人捜しが先行すると生徒の間に動揺が広がる」として、全校生徒に無記名のアンケート調査を実施。翌日、アンケートに、いじめをうかがわせる記述があったことを理由にいじめがあったと認める。 自殺直後のアンケート調査が、子どもの自殺を誘発するなど、明らかな間違いであることを示す具体的な根拠をお示ください。</p>	A7	<p>自殺直後のアンケート調査が子どもの自殺を誘発するといった考え方は念頭にありません。</p> <p>検討経過の骨子案や初期手順のモデル案では、アンケート調査について、聴き取り調査では得られない情報が得られるなど一定の有用性があるとされています。</p>
3				<p>同時に、アンケート調査などの詳しい調査を行うための御遺族の意向の確認等の前提や、調査の目的、手段、公表の方法等に関する他の保護者に対する説明など、アンケート調査を行う上で留意すべき課題などが示されております。</p> <p>アンケート調査は、これらの点を踏まえて行う必要があると考えますが、アンケート調査などの詳しい調査についても早い段階で開始することが望まれます。</p>
	Q8	<p>まずはアンケート調査をすることで、教師が予断を持つことを避け、早く、広く情報収集することが出来るという点で、聞き取り調査よりアンケート調査を優先させるべきではないでしょうか？ アンケートより聞き取り調査を優先したほうが良い利点をお教え下さい</p>	A8	<p>一部の子どもから聴取することについては、ご質問の御懸念されるような場合も想定されますが、その一方で、御遺族が、心当たりがまったくなく、自殺の事実を子どもや保護者に伝えることや調査の実施を希望されていない場合に、児童生徒の自殺の再発防止の観点から、はたして、全教師の聴き取りだけで十分であるのか、教師のそれまでの児童生徒理解をもとに、亡くなられた子どもと関係があると思われる子どもが、心の中で感じていること、思っていることを聴く必要があるのではないかと、という考え方があります。</p>
4	Q8-②	<p>②学校教師は、「自殺した子どもと関係があると思われる子ども」をどのようにして見分けるのでしょうか。見分ける方法を具体的にお示ください。</p>		<p>②： 個別具体的な事案によりますが、基本的に、自殺等事案が起きるまでに学校が把握できた当該児童生徒に関する情報等に基づいて、例えば、友人である当該児童生徒の悩みを知り、そのことについて生前に教師に対する相談をしていた子ども、当該児童生徒と親しかった子ども、などを見分けることが考えられます。</p>

	Q8-③	<p>③子どもが自殺するまで気づかなかった教師に、そのようなことが可能とお考えですか。その根拠を今一度お示ください。</p> <p>いじめ自殺が起きた学校で、教師がいじめを放置していたり、相談されてもおざなりな対応でかえって、いじめ被害者を死に追い詰めている例が多くみられます。</p> <p>また、担任でなくとも、他クラスでのいじめを見て見ぬふりをしていた場合に、より生徒は追い詰められています。</p> <p>さらに、生徒の自殺の原因が教師にある場合もあります。</p> <p>A8の「教師のそれまでの児童生徒理解をもとに」聴き取りをすることが、A9にあるように、傷ついている児童生徒をかえって傷つける、「二次的な被害を与えてしまう」ことにならないか懸念します。</p>		<p>③： 基本的に、自殺等事案が起きるまでに把握できた当該児童生徒に関する情報等を、学校又は教育委員会として組織的に総合すること等により、当該学校又は教育委員会が「自殺した子どもと関係があると思われる子ども」を適切に判断することができると考えられます。有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」においても、「できるだけ数日以内に、亡くなった子どもと関係の深い子どもなどから適切に聴き取りを行う」とされています。</p>
	Q8-④	<p>④事件事故があった学校の教師に、子どもが心の中で感じていること、思っていることを聴く。とありますが、具体的にはどのような様に引き出していくのか。お示ください。</p>		<p>④： 個別具体の事案によりますが、慎重に聴き取りを行う必要があり、当該子どもの心情等に配慮し、聴き取りの場所、方法等を工夫することが重要と考えられます。</p>
3	Q9	<p>「関係があると思われる子ども」以外の子どもたちは、どのようにして、自分の思っていることを表現することができるのでしょうか。表現する必要はないとお考えですか。</p> <p>必要があるとお考えの場合、どのような方法なら、他人の思惑を気にすることなく、安心して表現することができるとお考えですか。お考えをお示ください。</p> <p>私たちが知る限り、多くの子どもたちが心傷つくのは、勇気を出して「いじめを見た」と作文やアンケートに書いたことが生かされず、学校が「いじめはなかった」と発表したり、教師から「君の見たことは勘違いだった」「誰にも話してはいけない」と口止めされるときです。いじめがなかったことにされ、その後も加害者らによるいじめが続くこと、みんなが事実を知っているのに誰も遺族に伝えようとしない、親や教師が信じられない、この世の正義が信じられないときです。</p> <p>例)</p> <p>2005年4月、山口県下関市の安倍直美さんの自殺では、子どもたちへのアンケート結果と遺書が発見されたこと、メディアの力で、いじめの存在を認めた。この事件では、匿名の教師による内部告発もあったが、学校や教育委員会から無視された。また、事件から4年たって高校を卒業し県外への転出することを機に同級生が、当時、話せなかった苦しい胸のうちを遺族に話した。</p>	A9	<p>ご質問の趣旨はとても大切であると考えます。</p> <p>ただし、アンケート調査、一斉聴き取りなどの詳しい調査の実施にあたっては、御遺族が自殺の事実を子どもやその保護者に伝えることや調査を実施することに同意していることが前提であると考えます。</p> <p>また、<u>情報を得ることだけを目的にして子どもに調査すれば、心を閉ざして必要な情報を得られなかったり、二次的な被害を与えてしまうかもしれませんが</u>、安心して話してもらえるような雰囲気を作るために、心のケアの専門家の協力を求めるなど、学校としての心のケア態勢を整えることも必要であると考えます。</p>

4	Q9-②	<p>A9で「情報を得ることだけを目的にして子どもに調査すれば、心を閉ざして必要な情報を得られなかったり、二次的な被害を与えてしまうかもしれません。安心して話してもらえるような雰囲気を作るために、心のケアの専門家の協力を求めるなど、学校としての心のケア態勢を整えることも必要であると考えます。」とあります。</p> <p>しかし、心のケアの専門家が全校生徒をケアをするのは現実的ではありません。</p> <p>まずは無記名のアンケート調査をすることで、学校や遺族に報告したい事実がある生徒は事実を書き、そうでない生徒も、周囲の思惑を気にすることなく、感情を吐き出せる場が必要と考えます。</p> <p>②アンケート調査には、事実調査だけでなく、思っていることを吐き出す心の精神的なケアの面も調査目的であるあると私たちは考えますが、どの様にお考えなのかお示ください。</p>		<p>②： 文部科学省の依頼で児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議がまとめた「こどもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」では、心のケアに関して、「子どもの心と体の健康状態についてアンケートを行うことがあります。時期、実施主体、記載場所、ケア体制などを詰める必要があります。実施の判断を含めて必ずスクールカウンセラーなどの助言を受けてください」とされています。お尋ねのように、自殺等事案が起きた後間もない時期に、心のケアの観点から全校生徒を対象にアンケート調査を行うことが適切であるとは一概にいえないと考えられます。</p>
3	Q10	<p>2006年11月12日に大阪府富田林市立中学校の大川理恵さんが自殺した事案では、校長は会見で、遺族に「(娘が)チビと言われ、悩んでいた」と打ち明けられたことを明らかにした。翌日には全校集会で大川理恵さんの自殺について説明し、いじめがあったことを認めた。府教委もカウンセラーら専門家4人を派遣。</p> <p>また、同校は、いじめの実態解明に向けて、同学年全員を対象にしたアンケートを実施。アンケートは「いじめがあったとの前提」に立ち、大川理恵さんへの具体的な接し方や感じたことなどを用紙に無記名で記入させた。2006/11/18結果を集約し、遺族を含む全保護者に報告。</p> <p>私たちは、大川理恵さん自殺後の学校の対応こそが、遺族にとっても、子どもたちにとってもあるべき姿だと思っておりますが、どうお考えですか。</p>	A10	<p>初期手順のモデル案や検討経過の骨子案に示されているとおり、児童生徒の自殺事案が起きた際に、まずは、事後対応を丁寧に行い、御遺族に誠実に対応することが基本であるとともに、初期調査を確実にを行い、また、学校要因の可能性があるのでにより詳しい調査を行う過程において、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという学校及び教育委員会の姿勢が基本的に重要であると考えます。</p>

4	<p>Q10-②</p> <p>Q10-③</p>	<p>私たちは、不幸にして事件事故が起きてしまったときの学校対応のモデルケースがあればよいと考えています。</p> <p>大川理恵さんの自殺後の学校の対応は、「事後対応を丁寧に行い、御遺族に誠実に対応することが基本であるとともに、初期調査を確実にを行い、また、学校要因の可能性があるなどにより詳しい調査を行う過程において、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという学校及び教育委員会の姿勢」がとられていると感じますが、</p> <p>②大阪府富田林市立中学校の対応を貴職としてはどのように評価・認識されているか、お示ください。</p> <p>③遺族にとってある程度納得できた学校の対応事例を、文部科学省のウェブサイトなどで紹介も必要だと考えますが、貴職の考えを、お示ください。</p>		<p>②・③： 一般に、個別具体の事案への対応については、適切に行われた点と、今後の教訓・課題とすべき点の両面があると考えられ、また、専門的知見の充実に伴って評価が変わることも考えられます。例えば、文部科学省の依頼で児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議がまとめた「こどもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」では、子どもの死亡の事実を在校生に伝える際の注意として、「全校集会で校長自ら伝えるということがしばしば行われますが、学校再開日に大きな集会を開くとパニックが伝染する危険性があります」とされ、集会を行わない場合を含めた留意事項が示されています。これらを踏まえると、特定の事案の対応について当課の評価等をお示しすることは差し控えさせていただきます。御提案の当省サイトなどでの紹介については、上記を踏まえた検討が必要と考えられます。</p>
3	<p>Q11</p> <p>3</p>	<p>昭和60年6月28日の「いじめ問題の解決のためのアピール」にも、「学校全体に正義をいきわたらせる」とありますが、自殺や事件があったあと、具体的にどのようにすれば、「正義をいきわたらせる」ことが実現できるとお考えですか。事実から目をそらせることの弊害をどのようにお考えですか。</p>	A11	<p>「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底することが重要です。また、いじめを許さない学校づくり、学級（ホームルーム）づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度も重要であると考えます。</p> <p>なお、児童生徒の自殺事案が起きた際は、学校・教育委員会が初期手順のモデル案や検討経過の骨子案に示されたような対応や調査をたとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという姿勢で行うことが重要ですが、具体的には、初期調査の経過から学校要因の可能性がある場合に学校・教育委員会が主体的に詳しい調査を御遺族に提案し、その調査結果を自殺予防に役立たせることなどにより、そうした姿勢が示されると考えます。仮に学校にとって不都合なことから目をそらせるようなことがあれば、学校・教育委員会に対する信頼を損なう恐れがあると考えます。</p>
	<p>Q12</p>	<p>警察の取り調べにおいても可視化の必要性が言われています。教育委員会や学校関係者による物的証拠の残らない聞き取り調査の内容が、何をどのようにすれば、正しく遺族に伝えられるとお考えですか。その根拠をお示ください。</p>	A12	<p>調査の実施においては、誠意をもって御遺族との信頼関係を構築していくことが重要であり、事実を明らかにしていきながら、その都度御遺族に丁寧に説明することが重要であると考えます。</p>

4	12-②	<p>A11には「仮に学校にとって不都合なことから目をそらせるようなことがあれば、学校・教育委員会に対する信頼を損なう恐れがあると考えます。」とありますが、「仮に」ではなく、すでに学校や教育委員会が自分たちにとって不都合なことから目をそらしていることで、事件事故被害者や遺族の信頼は完全に損なわれているのが現状です。このことは、「知る権利アンケート」の結果からも、明らかです。</p> <p>被害者・遺族でなくとも、学校・教育委員会は、事件事故があったときに保身から嘘をつくというのは、今や世間一般の常識になっていると思います。</p> <p>また、どの学校の教師、管理職においても、事実を偽ることはよくないことは、文部科学省の通知を読まなくとも、人間として、教育者として、十分認識されていることだと思います。</p> <p>しかし、わかっているにもかかわらず保身に走ってしまう弱さがあるからこそ、同じことが何十年も続いてきたのだと思います。それを変えるためには、具体的な防止策が必要だと思います。</p> <p>たとえば警察問題でも、警察官は正義であり、けっして嘘はつかないという前提に立ちながらも、調書に聴き取りされた人の署名捺印が必要だったり、取り調べの様子をビデオなどに残す工夫がされています。</p> <p>②学校や教育委員会の信頼を回復するためにも、教職員や児童生徒に聞き取った内容が、正しく遺族に伝えることも重要であると考えますが、貴職の考えを、お示してください。</p>	<p>②： 学校、教育委員会など調査の実施主体が、教師や児童生徒から聴き取った内容など様々な調査の結果を総合的に分析評価した上で、その時点で伝えられることを御遺族に伝えることが重要と考えられます。この点について「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、「遺族は自殺した児童生徒を最も身近に知り、調査に対して「切実な立場」にあることを踏まえ、教育委員会、学校及び調査委員会は、遺族の要望・意見をよく聴き取り、最大限の配慮と説明をするよう努めることは言うまでもない」ことを踏まえ、「学校は、初期調査の経緯をまず遺族に説明してください」、「もちろん、この段階で得ている情報は断片情報ですから、それをそのまま提供することはできませんし、断定的なことを言うこともできません。更に知ろうと思えば、詳しい調査が必要になります」とされ、また、詳しい調査においては、「遺族へは必要に応じてその都度、調査の状況について別途説明する必要があります。調査の実施主体が様々な調査結果を総合的に分析評価した上で、その時点で伝えられることを遺族へ説明してください。」とされています。</p>
---	------	--	---

4	Q12-③	<p>学校が事実を偽ってきた事例には事欠きませんが、 ③虚偽の報告などがされる原因について、貴職の認識・考えを、お示ください。</p>		<p>③： 一般に、組織において虚偽の報告などがなされる場合、その原因については、個別の事案により異なると考えられます。</p>
	Q12-④	<p>④今回の文部科学省の提案内容には、過去の教訓・反省が反映されているとは思えません。過去の失敗から学ぶことはたいへん重要なことですが、直接的な原因、背景的な原因、同じことが二度と起きないようにするための具体的な対策を実施し、その結果を再び検討するというプラン・ドウ・チェックはすでに常識だと考えます。過去の教訓・反省の反映・活用に貴職の考え・認識を、お示ください。</p>		<p>④： 文部科学省が依頼した有識者会議は、実際に生徒の自殺について背景調査を行った自治体関係者からのヒアリング等を踏まえて「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」をまとめており、これを踏まえて、当課から背景調査の基本的な考え方や実施上の留意事項について平成23年6月に各学校・教育委員会に通知し、その後、その趣旨内容を繰り返し周知しております。今後もこのような取組を続けることにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促していくことが必要と認識しております。お尋ねのように過去の事例の教訓等を活用することは重要と考えられます。</p>
	要望②の補足	<p>信頼関係とは基本的に、調査結果の説明ではなく、調査プロセスを共有する中で初めて構築されるものだと思います。過去の事件事故で、何度、「自分たちにとって都合の悪いことを隠さないように」と言われても、遺族の信頼を裏切ってきたのは学校や教育委員会です。</p>		
3	Q13	<p>学校・教育委員会は調査報告者、遺族や被害者は被報告者という構図を変えないで信頼関係の構築は可能だとお考えですか。そうお考えであればその根拠をお示ください。</p>	A13	<p>学校や教育委員会が、自らの責任で調べ、御遺族や保護者に説明する場合がありますが、学校や教育委員会主体の調査に御遺族や保護者の理解が得られにくい場合には、中立的な立場の専門家を加えるなどして信頼を得られやすい調査委員会を設置するなど、適切に対応することが求められると考えます。</p>
4	Q13-②	<p>私たちが聞いているのは、学校・教育委員会は調査報告者として主導権を握り、遺族や被害者は被報告者で、報告をただ待っているだけという、けっして対等ではない構図を「審議会のまとめ」でも踏襲していることの是非についてです。学校や教育委員会がすべての情報を集めて、自分たちでこれは正しい、これは間違っていると判断したうえで、学校や教育委員会が正しい情報だと判断した情報しか遺族には与えられないことが、今までも遺族の不信感を増幅してきました。これは専門家による調査委員会についても同様です。私たちは、遺族と学校・教育委員会が対等な立場で、同じ情報を得て、何が正しい情報で、何がそうでないかを共に考えていくことを望んでいます。 ②被害者や遺族が、学校と同じ情報を同時に共有すべきではないとお考えですか？</p>		<p>②： 有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、調査で得た資料の取扱いについて、「分析評価を行う前の資料(聴取内容やアンケート調査の回答など)の安易な広報は避けるべきである。 外部への公表又は遺族に提供する場合は、調査の実施に先立って、対象となる子どもやその保護者に説明し、了解を得る必要があると考える。ただし、その場合は、十分な情報が収集できない可能性に留意する必要がある」、「分析評価前の資料は、事実確認がなされておらず、憶測や作為が含まれている可能性があるため、それをそのまま公表したり、そのままを遺族に情報提供したりすることは調査の客観性や中立性を損ないかね」ないとされています。これらを踏まえると、調査の実施主体が調査で得た資料を、入手と同時に、そのまま、御遺族に提供することは、必ずしも適切とはいえないと考えられます。</p>

4	Q13-③	<p>③学校・教育委員会だけが、情報を独占できる場合のメリット・デメリット、②被害者や遺族にも同時に情報を共有する場合のメリット・デメリットをどのように考えていますか？</p>	<p>③： 上記②の有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」の引用部分を踏まえれば、調査の実施主体である学校又は教育委員会が、調査で得た資料の安易な公表等を控えることには調査の客観性や中立性を保つ意味があると考えられます。他方、そのことにより、御遺族の調査に対する不信感が生じるとすれば、同「審議のまとめ」で御遺族は「調査に対して「切実な立場」にある」、「基本的に調査を進めるにあたっては、事実を明らかにしていきながら、誠意を持って、その都度遺族に丁寧に説明するなど、信頼関係を構築していく過程が必要である。」等とされていることにかんがみて、望ましいことではないと考えられます。こうしたことを踏まえ、同「審議のまとめ」では、調査の実施主体は御遺族の「要望・意見をよく聴き取り、最大限の配慮と説明をするよう努めることは言うまでもない」とされ、また、御遺族が「学校主体の調査を望まない場合は、早い段階で中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置が望ましいと考えられ」とされています。</p>
	Q13-④	<p>④学校・教育委員会だけが情報を独占することのメリットのほうか、被害者や遺族が情報を共有ことのデメリットのほうか大きいと考えられる根拠をお示ください。</p>	<p>④： 調査の実施主体である学校又は教育委員会が、調査で得た資料の安易な公表等を控えることには調査の客観性や中立性を保つ意味があると考えられ、逆に、調査で得た資料を安易に公表等すれば、調査の客観性や中立性を損い、調査に対する保護者や子どもの理解と協力を得られなくなるおそれがあると考えられます。</p>
	Q13-⑤	<p>アンケートなどの調査結果を遺族に直接見せないことについて、私たちは、遺族が内容をチェックできないことが、学校、教育委員会の隠ぺいを容易にしてきたと考えています。そのために、被害者・遺族と学校が同時に情報を共有する方法として、児童生徒のアンケートに最初から、遺族に開示することを明記するやり方を提案しました。「審議会まとめ」P52にある「アンケート」(例)は、ほぼ私たちが提案したものと同じですが、「なお、アンケートの内容は、自分の子どもに何が合ったか真実を知りたいという願いに応えるために、ご家族にも報告いたします。」という一番肝心な一文が取られています。</p> <p>⑤生徒たちへのアンケートの説明から、わざわざこの一文を取った理由をお聞かせください。</p>	<p>⑤： 「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、調査で得た資料の取扱いについて上記②の引用部分のとおりとされ、また、子どもへのアンケートの「回答内容は、その信憑性を慎重に吟味する必要があるため、アンケートだけで事実関係などを判断することはせず、他の方法による調査と併せて総合的に分析評価すべきもの」とされているため、これらの記載と整合するアンケートの例が資料添付されていると考えられます。</p>

	<p>「審議会まとめ」P51には、「こうしたアンケート調査などにより集められる情報は断片的なものです。中には伝聞や憶測、事実とは異なる情報が含まれている場合もあります。また、そうした情報が自殺の動機にどのように結びつくかは、全体の調査の中で総合的に分析し、判断する必要があります。したがって、アンケート調査の内容をそのまま公表することはありません。また、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません」とあります。</p> <p>また、「審議会まとめ」P7「再質問等による事実確認を即時に行うことができないため、調査結果は、その信憑性を慎重に吟味する必要があります。アンケートだけで事実関係などを判断する材料とすることは考えられず、他の方法による調査と併せて総合的に分析評価すべきものである」とあります。</p>		
4	<p>信憑性がわからないから遺族に見せられないということになれば、P5にあるように「自殺の背景にあった事実やその影響について、すべてが解明できるわけではないことについても留意する必要があります」と書いてあるように、すべてが解明できるわけではないなか、永遠に遺族には情報が伝えられないことにもなりかねません。</p> <p>「審議会まとめ」P6に「遺族は自殺した児童生徒を最も身近に知り、調査に対して“切実な立場”にあるのです。」とあるように、遺族が主体的に判断することも重要であると考えます。そして、遺族が判断するためには、十分な情報開示が必要だと考えます。遺族が求めているのは、学校・教育委員会の情報操作のない事実情報です。</p> <p>Q13-⑥ ⑥アンケートだけで事実がわからないのであれば、学校や教育委員会が有している他の情報を併せて、より事実に基づくように、積極的に提供すればよいことではないでしょうか。それができない理由をお教えてください。</p>		<p>⑥： 有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、調査で得た資料の取扱いについて、上記②の引用部分のとおりとされており、これらを踏まえると、調査の実施主体が調査で得た資料を、アンケートと他の調査結果を併せた場合についても、入手と同時に、そのまま、御遺族に提供することは、必ずしも適切とはいえないと考えられます。</p>
	<p>「審議会まとめ」P8「分析評価において注意すべき点はどのようなことか。」に、「②質的に十分であるか(必要とされる重要な情報が十分に得られているか)」とありますが、このことは学校だけで判断できることはありません。</p> <p>Q13-⑦ ⑦これを遺族が判断するためには、誰に何を聞いた結果、どのような答えがなされたかを知る必要があると思いますが、いかがお考えですか？</p>		<p>⑦： 上記②や⑥の回答を参照してください。なお、有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、調査の実施主体は御遺族の「要望・意見をよく聴き取り、最大限の配慮と説明をするよう努めることは言うまでもない」とされています。また、「学校又は教育委員会でできる範囲を超える情報収集や分析評価が必要な場合などにおいて、医師や弁護士等の外部専門家の協力を得て専門性や中立性を高めることが考えられる」ともされています。</p>

Q13-⑧	<p>アンケートの内容が学校・教育委員会によって、いじめを見たと言った児童生徒がいても、そのような記述はなかったとされたり、あげく勝手に廃棄されたりする事例が全国にあります。</p> <p>⑧具体的に、どのようにすれば、学校や教育委員会の不正を防止できると思いますか？ 今後はこのようなことは起きないと思われませんか？ その根拠をお知らせください。</p>		⑧：有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、「調査にあたっては、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていく姿勢が基本的に重要である」とされています。ご指摘のような事案が起きないように、このような考え方を踏まえて適切に背景調査を行うことが必要と考えます。このため、平成23年6月に背景調査の基本的考え方、留意事項を通知し、今後も、そ
Q13-⑨	⑨ 学校や教育委員会の調査に不満がある場合の手立てとしての調査委員会が、学校・教育委員会が主体者として設置することになれば、被害者や遺族の意見は反映されにくいと思われませんが、その点いかがお考えですか？		⑨・⑩：有識者会議による「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、「遺族が学校主体の調査を望まない場合は、早い段階で中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の設置が望ましいと考えられること、調査委員会設置の場合、学校又は教育委員会が「調査委員会の枠組み(調査委員会を設置することや委員構成など)を遺族に示し、了解を得てから、子どもと保護者に文書などで知らせ」ることとされ、調査の実施主体が「今後の調査について遺族に提示し、協議」することについて数点にわたり記述がなされています。これらを踏まえて適切に背景調査を行うことが必要と考えます。このため、平成23年6月に背景調査の基本的考え方、留意事項を通知し、今後も、その趣旨内容を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促してまいります。
Q13-⑩	⑩ 私たちは、第三者委員会を設置するのであれば、被害者や遺族側からも依頼ができることを要望しましたが、その意見が反映されない理由をお聞かせください。		
3 要望③の 補足	<p>実態把握は事故の再発防止に欠かせない作業です。そのため「事故報告書」と私たちは考えていますが、「事故報告書」が事実を反映していないことも多々あります。</p> <p>例)</p> <p>前掲「知る権利アンケート」では、学校が作成した事故報告書について、ある程度内容を知っている38件中、「正確に書かれていると思う」と答えたのはわずか5件しかありませんでした。「重要な情報が抜け落ちていた」22件、「一部にうそが書かれていた」12件、「書かれていることの大部分がうそだった」10件もありました(複数回答)。チェックできたものだけでもこれだけの不正確さですから、見ることでできないものが正確に書かれているとは思えません。</p> <p>「事故報告書」に正しい情報が上がらないのは、当事者が内容をチェックしたり、自分たちの意見を反映させることができないからだと思われています。</p> <p>実際に、体罰に関して東京都や北海道、愛知県、川崎市などで、被害者や保護者に事前に確認をもらい、意見を併記できるようにして、より実態に近づいたと聞きます。</p>		
Q14	「事故報告書」になぜ必要な情報が抜けていたり、うそが書かれていると思いますか。	A14	「事故報告書」は、学校又は教育委員会の判断において作成されているものであり、実際に作成を行った学校又は教育委員会がその内容の責任を負うものと考えます。

4	Q14-②	原因が明らかでなければ、改善策は立てられません。 ②私たちが聞いているのは、責任の所在ではなく、「事故報告書」がなぜ正確に書かれていないのかということです。原因について、貴職のお考えをお聞かせください。		②: 学校又は教育委員会が作成する「事故報告書」の内容が正確でない場合の原因については、個別具体的場合によると考えられますが、例えば、学校又は教育委員会の当該事案に関する調査が十分でない場合が考えられます。
	Q14-③	③文部科学省は「事故報告書」を何のために、各教育委員会に提出させているのでしょうか？ 目的と、実際の使い道を教えてください。		③: 文部科学省は、必ずしも「事故報告書」と称する文書の提出を教育委員会に求めています。ただし、所掌事務の適切な実施を図るため、個別具体的事案に応じて、必要な報告の提出
	Q14-④	④事故報告書に嘘が書かれていた場合、文部科学省のデータ収集の目的に、どのような影響があると考えられますか？ あるいは影響はまったくないとお考えですか？		④: 文部科学省は、必ずしも「事故報告書」と称する文書の提出を教育委員会に求めています。上記③の回答において文部科学省が個別に求めた報告の内容が正確でない場合は、事案の把握に影響を及ぼすことが考えられます。
	Q14-⑤	⑤事故報告書が正しく書かれているかどうか、誰が内容をチェックできるとお考えですか？ 具体的な方法をお教えてください。		⑤: 文部科学省は、必ずしも「事故報告書」と称する文書の提出を教育委員会に求めています。上記③の回答において文部科学省が個別に求めた報告について、個別具体的場合によりませんが、例えば、文部科学省又は当該教育委員会が報告内容と当該事案に関する報道を比べたときに、報告が正確でないことを把握できる場合があると考えられます。
3	Q15	「事故報告書」が事実とかけ離れているという指摘が出ているにもかかわらず、正しい報告書があがるための施策をしていない理由をお聞かせください。	A15	「事故報告書」は、学校又は教育委員会の判断において作成されているものであり、実際に作成を行った学校又は教育委員会がその内容の責任を負うものと考えます。 また、現在、協力者会議において、児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針に関する検討を行っているところです。
4	Q15-②	A15で、「協力者会議において、児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針に関する検討を行っている」とのことですが、 ②「事故報告書」が正しく書かれるためにどのような提案がなされたのか、具体的にお教えてください。		②: 学校又は教育委員会が自殺等事案の内容を正しく把握できるよう、死亡した児童生徒が置かれていた状況について行われる調査の手順、留意点等について有識者会議による提言がなされています。
3	Q16	私立はもとより、公立学校でも「事故報告書」は義務化されていません。私たちは現状を把握し、再発防止に生かし、子どもの安全を守るためにもすべての学校に「事故報告書」を義務化すべきだと考えていますが、どのようにお考えでしょうか。	A16	学校が教育委員会に提出する事故報告書の作成等については、学校を設置する教育委員会の判断において行われています。子どもの自殺事案など深刻な事案については、多くの教育委員会で、事故報告書を学校に求めているものと考えます。
4	Q16-②	Q16のすべの学校とは、当然ながら国立や私立学校を含みません。 現在、私立学校等には、各自治体の学事課などで「事故報告書」の提出を要請していても、強制力はないと聞いています。 ②学校事故事件について、公立、国立、私立、どの程度の割合で、「事故報告書」は提出されているのでしょうか？		②: 文部科学省は、必ずしも「事故報告書」と称する文書の提出を教育委員会や都道府県の私学担当部局に求めています。
	Q16-③	③公立学校で事件事故が起きても、被害者が教育委員会に訴えるまで、事故報告書が教育委員会にあげられていなかったという例があるのをご存じですか？		③: お尋ねの件については承知しておりません。

3	Q17	学校事故事件は子どもの命に関わることです。「事故報告書」以外に、どのような形で学校事故事件の情報を吸い上げ、再発防止に生かしているのかをお聞かせください。また、その方法は十分であるとお考えですか。	A17	学校事故事件の情報収集の具体的な方法については、学校を設置する教育委員会で定めており、学校安全の観点からこれまで様々な対応が行われてきていますが、再発防止の取組に十分であるということはありません、常に不断の見直しが必要であると考えます。
4	Q17-② Q17-③	②学校事故事件の情報収集について、国で総合的に把握はしていないということでしょうか？ ③全国の学校で、どのような事故が増加しているか、どのような事故が死亡や重大な障害に結びつか、国で把握して、対策を立てる必要はないとお考えですか？ 例) 昨年、全国柔道事故被害者の会ができて初めて、27年間で108人もの生徒が柔道事故で亡くなっているということが世間に明らかにされました。		②・③:学校の管理下における事故については、文部科学省の所管法人である独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付に係る支給実績により把握しております。児童生徒の体育活動中の事故に関する報告については、行政改革の推進の観点から、平成元年に閣議決定された「国と地方の関係等に関する改革推進要綱」において、「児童生徒の体育活動中の事故に関する報告を廃止する」との決定がなされたことを受け、文部科学省において教育委員会に対し依頼していた報告を廃止したところです。なお、体育活動中の事故の防止については、引き続き、適切な指導を依頼しているとともに、上述の災害共済給付の支給実績により、学校におけるスポーツ事故の把握をしております。また、児童生徒の自殺等事案については、年度毎に自殺者数及び児童生徒が置かれていた状況について学校から報告を受けて全国集計した結果を公表しているほか、平成23年6月から、児童生徒の自殺の全体的な傾向を把握することにより自殺予防対策を充実させることを目的として、 死因は不明だが自殺である可能性が否定できない事案を含めて、自殺の背景となった可能性のある事実関係などに関する一定事項の報告を学校・教育委員会に依頼しています。
4		本来、データをもっとも収集しやすい国こそが、再発防止に役に立つ事故データを収集し、事故防止策を検討し、現場に還元すべきだと思います。そうであれば、毎年4人、5人もの子ども亡くなることを防げたと思います。		
3	Q18	現在、何が遺族の「事実を知りたい」という希望を妨げ、命が失われた悼みを共有することを妨げているとお考えですか。具体的に、何をどう変えていけばよいとお考えですか	A18	検討経過の骨子案にもありますとおり、たとえ学校にとって不都合なことであっても、事実を明らかにしていくという、学校及び教育委員会の姿勢が重要であると考えます。

4	Q18-②	<p>②私たちは、遺族の「事実を知りたい」という希望を妨げ、命が失われた悼みを共有することを妨げている原因についてお聞きしています。貴職のお考えをお示ください。</p>	<p>②： 学校又は教育委員会の調査や、その状況等に関する御遺族に対する説明が十分でないためにお尋ねのような妨げがある場合、その原因は個別具体の事案により異なると考えられますが、例えば、背景調査はその後の自殺防止に資する観点から学校又は教育委員会が主体的に行う必要があることや、御遺族が背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う必要があること等について、学校・教育委員会の意識が十分ではない場合が考えられることから、こうした背景調査の基本的な考え方等について、平成23年6月に各学校・教育委員会に通知しており、今後もその趣旨内容を繰り返し周知することにより、教員及び教育委員会の意識の変化を促していくことが必要と認識しております。</p>
3	<p>要望④と報道から⑤-3について</p>	<p>私たちはこれまでも、ヒアリングなどで、調査委員会に対する懸念を表明してきましたが、遺族が構成メンバーや審議内容をチェックできない、意見を言えない調査委員会はむしろ、学校との交渉を打ち切らせ、「学校側に非はない」という結論を導くためにこそ、使われかねません。</p> <p>例) 2009年7月滋賀県愛荘町の中学校で、柔道部の練習中に村川康嗣くん(中1・12)が、シゴキによって死亡した事件でも、調査委員会の報告書には肝心の男性講師の暴力的な体質については一切、触れられていなかった。 2010年6月、神奈川県川崎市の男子生徒(中3・14)の自殺でも、調査委員会の調査は亡くなった生徒に自殺原因を探る内容が大部分を占め、肝心のなぜ、生徒たちはいじめをするようになったのかや、学校や家庭はなぜ見過ごしてきたのかについてはほとんど触れられていなかった。</p>	
	Q19	<p>背景調査のメンバー人選を考えた場合、どのような人選が中立的とお考えでしょうか？具体的にお聞かせください。</p>	<p>協力者会議では、中立的な立場の専門家(例えば、精神科医、弁護士、臨床心理士など高度な専門性により分析評価等を行う者)を加えた調査委員会を設置することが調査の1つのモデルとして考えられ、その際、以下の点を重視しているとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族への配慮、対象者のプライバシー等への配慮ができること ・立場の異なる関係者の間にあって、常に中立的な視点を保つことができること ・分析評価は、目的と目標に基づいて客観的に行われること ・守秘義務が守られること
4	Q19-②	<p>②遺族が調査委員会のメンバーの中立性に疑問を感じても、教育委員会が「中立」と断言すれば中立的第三者となるとお考えでしょうか？</p> <p>医師や弁護士、大学教授であっても、行政との利害関係はあります。「中立な第三者」であると言える根拠をお教えてください。</p>	<p>②・③ 上記Q13の⑨・⑩の回答を参照してください。</p>

	<p>「審議会のまとめ」P6には、「例えば、都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会において、あらかじめ専門家の協力を得て、調査委員の候補者の選定、調査手順の検討や、研修を行うなどをして、人材確保のための方策を講じていくことが望ましい」とあります。日頃から県や市と良好な関係ができてきている専門家が、学校や教育委員会に不利な結論を出すとは思えません。その調査委員会が「調査に精通した専門家」(同P7)と認定されればさらに、学校、教育委員会にとって都合のよい結論を導き出すことが可能になります。</p> <p>調査委員会のメンバーが事前に発表されないときにはもとより、発表されたとしても、一般市民には当該メンバーと自治体との間にどんな利害関係があるかどうかはわかりません。</p>		
Q19-③	<p>例) 1988年12月21日、同クラスの女子生徒6名の名前をあげて、「私はあなたたちを許さない」「もう、だれもいじめないで」など書いた遺書を残して自殺した岩脇寛子さん(中1・13)の事案では、遺族が個人情報保護条例を使って情報開示請求した内容が開示されず不服申し立てした件について、審査した審査会の委員長は市の顧問弁護士でした。しかし、市側は、「法律の専門家という厳正中立な立場で審議に臨んでおられます」として、異議を却下しています。</p> <p>A13で、「学校や教育委員会主体の調査に御遺族や保護者の理解が得られにくい場合には、調査委員会を設置するなど、適切に対応することが求められると考えます。」とありますが、</p> <p>③メンバーについて、事前に情報を得られない、自分たちの意見が入れられないなかで、被害者や遺族の理解が得られる調査委員会ができると思いますか？</p> <p>2010年10月23日に自殺した上村明子さん(小6・12)の事案でも、当初、明子さんの生前からいじめの相談をしていたことさえ否定され、学校、教育委員会に強い不信感を抱きました。その学校、教育委員会が、遺族の希望とは別に調査委員会を立ち上げ、当初はその構成メンバーさえ公表されませんでした。その後、発表されたメンバーを見ると、県立精神医療センター院長、県人権擁護委員連合副会長、県小中学校PTA連合会会長など、県との関係が深い人たちが多く入っていました。</p>		
Q19-④	<p>④この事案では、ご両親が委員会の調査を拒否しているにもかかわらず、結論として、「いじめによる辛い思いが自殺の大きな要因のひとつではあるとしても、これ以外の、家庭環境等の他の要因も加わり、自殺を決意して実行したと判断することが相当である」としています。何を根拠に、家庭環境にも自殺の要因があると判断したか説明されていません。本来であれば、ここは、「家庭環境については、両親の拒否により調べるができなかった」と書くべきではないでしょうか？ 貴職のお考えをお示ください。</p>		<p>④： 御指摘の記載をした当該調査委員会の事情を承知していないため、当課の考えをお示しすることは差し控えさせていただきます。なお、平成23年6月に公表された「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、「報告書の公表にあたっては、報告書の内容及び公表の内容について、あらかじめ遺族に説明する必要がある」とされています。</p>

Q19-⑤	⑤学校事件や事故、自殺で、すでに第三者機関が調査した事案はどれくらいありますか？		⑤・⑥： お尋ねの件については、文部科学省として、網羅的な把握を行っておりません。
Q19-⑥	⑥被害者・遺族の納得感を得ることがひとつの目的だとしたら、そのうち何割位の被害者・遺族が、調査結果にある程度の満足をしているのか、お教えてください。		
Q19-⑦	<p>「審議会まとめ」P40には「校長など教師が委員に加わっておくほうが、教師の協力を得やすくなります」とあります。実際に調査委員会に加わらない場合でも、学校・教育委員会が提出した書類が、審議の中心になると思います。であるならば、全く中立な調査委員会はありませんもしくは極めて難しいと考えます。</p> <p>⑦よって、少しでも中立に近くなるためには、遺族が希望する人材を学校・教育委員会が推薦する人材と同数もしくは半数以上、調査委員会に入れることこそが、遺族が納得できる中立的な第三者調査委員会と言えらると思えますが、いかがお考えですか？</p>		⑦： 上記Q13の⑨・⑩の回答を参照してください。
	<p>例)</p> <p>2005年8月、埼玉県上尾市の市立保育所の本棚の中から、榎本侑人ちゃん(4)が熱中症による心肺停止状態で発見され死亡した事件では、市が事故調査委員会を設置して事故の解明に当たることになりましたが、市の健康福祉部部長を委員長とし、事故調査委員8名は市の職員だけでした。調査委員会の設置をめぐって聞いた遺族が抗議して、遺族が指名して要望した弁護士や小児科医、保育専門の学者ら5名と、市の職員3名から構成されることになりました。結果、委員会は調査内容を遺族に報告するとともに、遺族からの質問に答えたり、意見や要望を聞く機会を設けました。</p>		
Q20	<p>「犯罪被害者等基本法」には、「犯罪被害者等が、『事件当事者』として、事件の真相が知りたい、善悪と責任を明らかにしてもらい、自己の、あるいは家族の名誉を回復したい、適正な処罰により自らの正義を回復してほしいなどと願うことは当然である。」</p> <p>「解決に至る過程についても、遺族がこれに関与することでその責任を果たせたと感じるなど、犯罪被害者等の精神的被害の回復に資する面もある」とあります。</p>	A20	<p>検討経過の骨子案に示されたように、御遺族は、自殺した児童生徒を最も身近に知り、調査に対して切実な立場にあることを踏まえ、教育委員会、学校及び調査委員会は、遺族の要望・意見をよく聴き取り、最大限の配慮と説明をする必要があると考えます。また、調査の実施においては、誠意をもって御遺族との信頼関係を構築していくことが重要であり、事実を明らかにしていきながら、その都度御遺族に丁寧に説明し、信頼関係を構築していくプロセスが御遺族のケアにもなると思えます。</p>

Q20-②	<p>②一方の当事者である学校や教育委員会とともに、遺族が調査や分析、再発防止策に関与することは、遺族ケアのうえでも必要なことだと考えますが、どうお考えですか。</p> <p>平成23年6月1日付けの「児童生徒の自殺実態調査について(依頼)」(23初児生第8号)について。</p> <p>(1)調査目的は、「児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係に関するできる限り正確なデータをより多く収集し、分析することを通じて、児童生徒の自殺について全体的な傾向を把握することにより、自殺予防対策を充実させること」とあります。そして、「個別事案の把握・対応を目的とするものではなく、児童生徒の自殺についての全体的な傾向を把握しようとするものである。」「児童生徒の自殺(疑い)事案が発生した場合にすべて情報提供されるよう協力がなされるためには、提供された情報について、個別の事案が特定されないような取扱いが必要と考えられる。」として、</p> <p>(3)調査票の取扱い</p> <p>①情報公開法 第5条6号を根拠に、「不開示情報として取り扱うこととする」</p> <p>②情報公開法 第8条を根拠に、「文書の存否を応えずに開示を拒否することとする」</p>		<p>②: 上記Q13の⑨・⑩の回答を参照してください。なお、「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」では、「遺族や保護者の代表が調査委員会に加わることについては、中立性や客観的な議論の担保、守秘義務の問題など、様々な課題がある」とされ、また、いずれにしても、調査委員会を設置する教育委員会又は学校が判断することとされています。</p>
	<p>調査票には</p> <p>②発生又は発見の日時、発生又は発見時の状況</p> <p>③死亡した児童生徒の状況又は可能性のある状況（学校的背景、家庭的背景、個人的背景ごとに、選択肢からチェックする）</p> <p>③ について、「実施要項」には、「学校が把握している事実若しくは可能性のあると思われるもの、又は学校が事実として把握しているもの以外でも保護者や他の児童生徒からの情報として知り得たものがあつた場合について、該当するものを全てチェック」とあります。</p>		
	<p>②の「発生又は発見時の状況」及び③の「家庭的背景」「個人的背景」はとくに、家庭からの情報提供がなければ、書けない項目です。</p>		

5	Q21-①	<p>①報提供を受けた家庭には、学校がどのように調査票を作成したか、提出前に家族に知られるのでしょうか？</p>	<p>①： 御指摘の実態調査に関する平成23年6月の通知においては、御指摘のような情報提供の有無に関わらず、調査票を作成・提出する際に御家族に知らせることを必ずしも求めていません。なお、調査票は、個別の自殺等事案に関する背景調査の結果等を踏まえて記入することとされていますが、背景調査に関する平成23年6月の通知においては、学校又は教育委員会は、初期調査の実施後、できるだけ速やかに、その経過について御遺族に対して説明する必要がある、また、その後詳しい調査を実施する場合、その過程において、必要に応じて随時、御遺族に対して調査の状況について説明することが重要であるとされています。</p>
Q21-②		<p>死亡した児童生徒を最も身近に知る家族への情報開示なしに、 ②学校が「自殺の背景となった可能性のある事実関係に関する限り正確なデータ」を報告すると思いませんか？ 貴職のお考えと、根拠をお示ください。</p>	<p>②： 個別具体の事情によりますが、御指摘の実態調査に関する通知では、調査票は、背景調査の結果等を踏まえ、できる限り記入することとされていることなどから、学校又は教育委員会は基本的にそのように記入すると考えられます。</p>
Q22-①		<p>2006年度調査から、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「自殺した児童生徒が置かれていた状況」について、「複数選択可」として、「学校が事実として把握しているもの以外でも、保護者や他の児童生徒等の情報があれば、該当する項目全て選択すること」に変更になったと思います。</p> <p>2010年10月23日に発生した群馬県桐生市の市立新里小学校の上村明子さんが自殺した事案では、ご両親が自殺の原因はいじめにあると訴えられており、学校や教育委員会が「自殺との因果関係はわからない」としながらも、いじめがあったことは認めています。</p> <p>①上記のような事案の場合、学校・教育委員会は上記調査票にどのように記入すべきだと思いますか？ 貴職のお考えをお示ください。</p>	<p>①： 個別具体の事情によりますが、例えば、背景調査の結果、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめがあったことが把握された場合、御指摘のいわゆる問題行動等調査の自殺した児童生徒が置かれていた状況について、いじめの欄に計上することが基本的に考えられます。</p>
Q22-②		<p>過去の反省から2006年度からの上記調査方法が見直されたと思います。</p> <p>②趣旨は、現在も各学校・教育委員会に十分浸透して、より正確なデータが報告されているとお考えですか？ 貴職のお考えと根拠をお示ください。</p>	<p>②： 御指摘の見直しは、それまで自殺の理由を1点のみ計上することを求める調査であったため、学校から回答されにくいと考えられたことから、理由ではなく、置かれていた状況について調査することとし、また、1点に絞る必要もないこととされたものですが、学校は現在の調査方法を理解して回答していると考えられます。</p>